

告 示

埼玉県告示第四百三十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

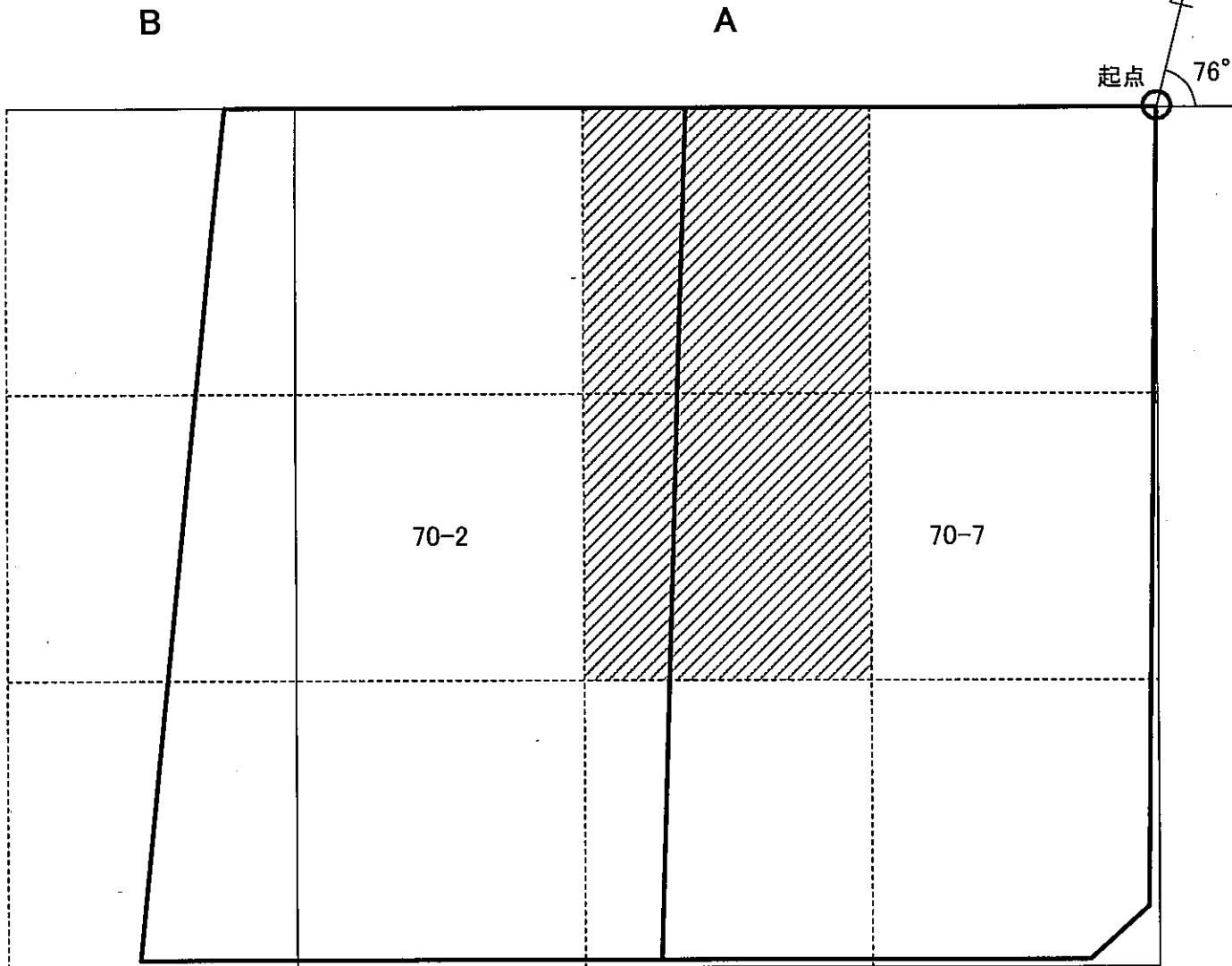
一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県入間郡三芳町大字北永井字坂下七十番二の一部及び七十分七の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

トリクロロエチレン

別紙



起 点

起点は、埼玉県入間郡三芳町大字北永井70番7の敷地境界の最北端とする。

格子の回転角76°

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10 m 間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

凡 例

1

- : 30m格子
- - - : 10m格子
- /// : 形質変更時要届出区域

1	2	3	10m
4	5	6	
7	8	9	30m

単位区画 小番号